

平成28年第1回 川島町教育委員会定例会

# 川 島 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年1月21日

川 島 町 教 育 委 員 会

平成28年第1回川島町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年1月21日(木)午後1時30分から同3時38分
- 2 場 所 川島町役場本庁舎第2委員会室
- 3 出席者 中村正宏教育長、深谷邦彦教育長職務代理者、大野美寿代委員、  
菊池建太委員、福島彰委員
- 4 欠席者 なし
- 5 執行部 副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長
- 6 会議日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 前回会議録の承認
  - 日程第 4 教育長報告
  - 日程第 5 (議案第78号)川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する  
規則を定めることについて
  - 日程第 6 (議案第 1号)川島町立小学校規模適正化基本方針(修正版)  
を定めることについて
  - 日程第 7 (議案第 2号)統合小学校の設置場所の決定について
  - 日程第 8 (議案第 3号)川島町立小学校規模適正化計画(案)を定める  
ことについて
  - 日程第 9 (議案第 4号)川島町立人権教育推進協議会規則の一部を改正  
する規則を定めることについて
  - 日程第10 (報告第 1号)入学通知書の送付について
- 7 議事の経過 別紙のとおりを定めること
- 8 傍聴人 3人
- 9 書 記 教育総務課主幹 坪内嘉夫

事務局職員 ただ今、3名の傍聴申し込みがありました。傍聴者を通してよろ  
しいでしょうか。

教 育 長 事務局から傍聴申し込みがある旨、報告がありました。いかがで  
しょうか。  
(異議なし)  
(傍聴人入場)

教 育 長 皆さん、こんにちは。  
ただいまの出席委員は、4名全員であります。定足数に達してお  
りますので、委員会は成立します。また、事務局より粕谷副教育長  
兼教育総務課長、藤間生涯学習課長等に出席をいただいております。  
ただいまから平成28年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

教 育 長 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、深谷委員にお願いいた  
します。

【日程第2 会期の決定】

教 育 長 日程第2 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

教 育 長 日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。質疑等があり  
ましたら、挙手によりお願いします。

副教育長兼教育総務課長 9ページの上から16行目、福島委員の発言箇所で、「起案理由  
に明記すべきと思います。」とあります。ここは起案理由でなく提  
案理由という文言が正しいので、修正させていただきます。

教 育 長 他に何かありますか。

菊 池 委 員 同じく9ページに、「学校は、開校記念日の前後に振替休日を付  
けて連休にする場合がありますが、こういう措置は必要ないと思  
います。」という箇所は、削除をお願いします。

副教育長兼教育総務課長 削除させていただきます。

菊 池 委 員 7ページの上から5行目の教育長の発言箇所で、平成27年第1  
7回教育委員会臨時会とあります。また、同じ7ページの教育長の  
発言箇所で、平成27年第16回教育委員会臨時会とあります。こ  
れは臨時会でなく定例会の間違いではないですか。

副教育長兼教育総務課長 誤っていました。修正させていただきます。

教 育 長 指摘いただいた箇所は修正させていただきますが、これでよろし  
いでしょうか。

(意見なし。)

教 育 長 特にご意見がないので、会議録を承認することといたします。

【日程第4 教育長報告】

教 育 長 ここで、私からの報告でございますが、1月13日の協議会の折に、

併せて行なわせていただきましたので、今回は割愛させていただきます。

【日程第5 議案第78号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」】

教 育 長 平成27年12月17日に開催した平成27年第17回定例会から継続審議となっていました、議案第78号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」を議題とし、再度、事務局から説明させていただきます。

(担当課長説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第78号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教育長職務代理者 夏休みの短縮による効果の検証結果から、8月24日までであった夏休みを、また8月31日までに戻すことにより夏休み期間が増えるので、補充学習が増えると思いますが、これまで夏休みを短縮していた3年間、良かったこともあると思います。また、夏休みに限らず、3学期の始業式を1月6日ないし7日からにしている所もあると聞きます。こういう検討があっても良いのではないのでしょうか。それには、先生方、保護者の協力が必要だと思います。

教 育 長 夏休みの短縮による効果ですが、取組み事例として、例えば、増えた日数を、子どもの補充学習に充てたり、先生方の授業研究に充てたりしていました。しかし、そのような取組みでなく、子どもたちをもっときめ細かく見るという観点での取組みが必要と考えます。学力が全国一位の秋田県では、夏休みは平常どおり、また土曜日には授業をしない。あくまで教師の指導の質で勝負しているということですので、これまでの取組みを見直して、よい方法を取り入れていく必要があると考えます。

教育長職務代理者 ぜひ、教師力に期待したいと思います。

教 育 長 1月8日のPTA臨時理事会では、各校のPTA会長に、学力向上のための施策について説明して理解をいただきました。毎年、取組み状況は見直させていただきます。

福 島 委 員 学力向上のための施策については、毎年、取組み状況を検証し、次の年に繋げていくことが大事だと思います。特に、教員の指導力の向上がカギだと思います。今回の夏休みの短縮措置を元に戻すことで終わりとするのではなく、その都度、教育効果の検証をお願いします。

教 育 長 毎年、学校評価は行っていますが、学力向上施策の効果検証という観点も反映させていきたいと考えます。

教 育 長 他に何かございますか。

菊 池 委 員 夏休み短縮の措置が3年経過し、いい面も悪い面もありましたが、学力向上の観点から、短縮措置を元に戻す必要があるという判断なら

ば、早く規則を改正すべきと思います。学力向上は、ただ時間を確保すればよいということではなく、学校と家庭との連携や、教員の指導力が大事だと思います。さて、新旧対照表の中で、(略)という表記があるのですが、(略)とはどういう意味ですか。

副教育長兼教育総務課長 町の法令規則の中では、条文において、改正がない箇所については、(略)としてよいことになっているものです。

菊池委員 この改正条文によると、昭和32年教委規則第1号を改正するというように見えますが、前回、夏休みを短縮した際の改正内容の取扱いはどうなっているのですか。

副教育長兼教育総務課長 これも法令規則のルールとして、規則が制定された時の規則番号を記載するものです。改正した経緯は改正附則に残っています。

教育長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(全員賛成、異議なし)

教育長 採決の結果、全員賛成をもって、議案第78号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第6 議案第1号「川島町立小学校規模適正化基本方針（修正版）を定めることについて」】

教育長 議案第1号「川島町立小学校規模適正化基本方針（修正版）を定めることについて」を議題とし、事務局から説明させていただきます。

(担当課長説明)

教育長 事務局より説明がありましたが、議案第1号「川島町立小学校規模適正化基本方針（修正版）を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教育長職務代理者 これまで、基本方針の修正案について、各学校の保護者、各地区の住民に説明してきたわけですが、何故、最初の方針を修正したのか。アンケート結果を都合よく解釈しているのでは。という声も一部にはありました。統廃合の準備にかかる時間的制約、それから財政的制約、あるいはアンケート結果では、なかなか方向性を導き出し難かったこともあります。それでも小規模校の課題を解消するために、一刻も早く統合を進めるべきという趣旨で、2校ずつの統合に方針を修正したわけです。しかしながら、10年ぐらい先には、もう一度、グランドデザインを描いて、学校規模の適正化を検討するという、この基本方針の修正版の内容は、これで良いと思いますが、今後予定されている説明会でも、方針を修正した点については、さらに丁寧に説明すべきと考えます。

副教育長兼教育総務課長 アンケートにおいて、保護者全体あるいは地域住民の方は、当初

の方針である4校統合に6割を超える方が賛成した結果について、どう捉えるべきかということ、これまで議論してきたわけですが、結論としては、統合対象地区の保護者で見た場合に、方針に賛成する方が5割に満たなかったことや、4校統合の場合の財政的負担に、重きを置いて、段階的な2校ずつの統合に方針を修正したということ、さらに将来も見据えて、小中一貫教育も進めていくことについて、丁寧に説明していきたいと思います。

福島委員 これまでの教育委員が策定に携わってきた学校規模適正化基本方針を修正することは大変なことであったわけですが、教育委員会としては、寛容な態度で、保護者、地域住民に対して、基本方針の説明に臨み、出てきた意見を重視した結果として、修正に至ったと感じています。決して統合ありきで進めてきたわけではなく、子供たちの学力や生きる力の向上の観点から、早急に統合を進めなければならないという想いで、2校ずつの統合に修正したと思いますので、修正したことは良かったと思います。明治以来の伝統を持つ地域に根ざした学校を改革することは大変なことですが、将来を見据えて、子供たちの教育環境を整備することは、大人たちの責任と捉えて適正化を進めいくべきです。また、小中一貫教育の推進も、学力、生きる力の向上の観点から、必要だと思います。

副教育長兼教育総務課長 本当に、学校の統廃合は、将来への理念がないと進められないと感じます。小中一貫教育の推進を見据えながら、段階的に学校の統廃合を進めることに説明を尽くしたいと思います。

福島委員 町民に情報を提供することで、行政と町民が情報を共有化することが何より大事だと思います。

教育長 みんなが将来の学校の姿について、同じイメージを持てるようになることが必要と感じます。

教育長職務代理者 資料の中に、小中一貫教育の制度設計があります。この中には、義務教育学校と小中一貫型小・中学校とあるわけですが、町として取り組む小中一貫教育はどのような方向となりますか。

副教育長兼教育総務課長 当面の間は、校舎建設経費をかけずに、統合小学校と既存の中学校との間で、子どもたち、教員が、連携、交流を行いながら一貫教育を進めたいことから、分離型である小中一貫型小・中学校が目指すべき方向と考えます。しかしながら、さらに将来的には、小学校と中学校が一緒になった一体型の小中一貫校を目指していきたいと思います。

教育長 当初の基本方針で目標とされた施設一体型の小中一貫校の実現を視野に入れながらも、当面は、小規模校の課題の早急な解消を図るべく、2校ずつの統合を進めたうえで、既存の中学校との連携、交流を進めながら、分離型の小中一貫校を目指すこととなります。

教育長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(全員賛成、異議なし)

教 育 長 採決の結果、全員賛成をもって、議案第1号「川島町立小学校規模適正化基本方針（修正版）を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7 議案第2号「統合小学校の設置場所の決定について」】

教 育 長 議案第2号「統合小学校の設置場所の決定について」を議題とし、事務局から説明させていただきます。

(担当課長説明)

教 育 長 議案第2号「統合小学校の設置場所の決定について」に関しては、これまで行った説明会においてたくさんの方々から頂いた意見等を踏まえ、誰から見ても納得してもらえることを念頭に、評価考察を作成しました。評価項目ごとに、評価基準を設定し、基準を満たす場合に1ポイント付すなどし、ポイントの高い方の学校を統合小学校の設置場所としています。第三者から見て公平な評価であるかという視点から、何か意見等がありましたら挙手にてお願いします。

教育長職務代理者 客観的な評価考察を作成したということなのですが、若干、理解が難しい箇所があります。【2】学校施設の整備状況の項目の⑤に、運動場の面積とあります。ここに小学校設置基準とあり、児童数が240人までの場合、2,400平方メートルとなっています。運動会で100メートルのコースが取れるか否か関係なく、これを満たせば十分ということなのですか。

副教育長兼教育総務課長 都市部にある学校、農村部にある学校で、それぞれ面積は異なりますが、文部科学省では、最低でも、この面積以上は必要ということを出している基準です。よって、下限値と捉えてください。

教育長職務代理者 【3】学校施設・周辺の安全・安心面の項目の⑤⑥に、浸水時における被害想定が載っており、ハザードマップから記載しているとされています。私の子どもの時の体験からすると、この町は、広い範囲で水没があったと記憶しています。なので、場所によって、ある学校は浸水しても利用できたり、また、ある学校は逆に利用できないという想定が、実際の感覚と比較して、本当にそうなのかなと感じます。ただし、私がこう言うのは、50年ぐらい昔の経験からで、その後、河川改修等で、大分状況は改善されたと思いますが、どうなのでしょうか。

副教育長兼教育総務課長 町の地域防災計画の中に浸水ハザードマップがあります。これは、平成20年に国土交通省が各市町村に示した浸水シミュレーションに基づいており、市町村の域内において、最大でどのくらい浸水するかをシミュレーションしたものです。しかしながら、荒川、市野川、越辺川、都幾川何処の河川でも、堤防の破堤点によっては、浸水状況は変わってくる可能性があります。よって、避難所の使用可能

階も変わってきます。また、仮に3階建の校舎で1階が浸水した場合、学校に居る子供たちならば、当然2・3階へ上がって避難できるわけですが、実際には、1階が使用不能となりますと、利用には制約が生じると思います。そうなりますと、浸水に心配のない代替の避難所とか、その他高い場所への避難が必要になると考えます。

教育長職務代理者

【4】その他の項目の②に、転用した場合の国庫金の返還について記載されています。公共施設への転用ならば国庫金の返還は必要ないとされていますが、グラウンド改修分は国庫金の返還が必要と記載されています。これはどういう意味ですか。

副教育長兼教育総務課長

耐震改修、太陽光発電設備、エアコン整備、非構造部材耐震化など、国から補助金を受けて整備した学校について、学校以外の公共施設に転用するのであれば、補助金の返還は必要ないとされています。ただし、これは建物が対象であってグラウンドは対象外です。三保谷小学校のグラウンド改修については、グラウンドを公共施設として利用する場合でも、国庫金の返還が必要になるとされています。

教育長職務代理者

どの程度の補助金を受けましたか。

副教育長兼教育総務課長

事業費が1,900万円程で、補助率が3分の1だったので、およそ600万円程の補助金となります。

福島委員

ハザードマップによれば、避難所によっては浸水があった場合でも、2階以上の階が使用可能とされている所もありますけれども、1階が使用できなくては、実際には、避難所として用が足せるのか疑問に思います。よって、浸水の心配のない近隣の避難所ですとか、これまで過去にあった浸水の際に、経験的に住民が避難していた高い場所が、地域の中にはあると思います。よって、いざという場合に、そのような場所へ避難することも想定に入れておくべきと考えます。

教育長

学校では防災訓練を行っていますが、学校の近隣に、浸水の場合に避難できるような場所があるのか確認検討させていただきたいと思います。

大野委員

【3】学校施設・周辺の安全・安心面の項目の⑦に、子どもの引き渡しやすさという項目があり、評価基準として、交通の便が良いこと、駐車スペースがあることとされていますが、駐車スペースが100台用意できる学校と、50台用意できる学校の評価が同じなのは違和感があります。

副教育長兼教育総務課長

数値的な面だけを見れば、確かに差はありますが、説明会等での意見等を踏まえてみると、校内まで車を乗り入れできる点などから、引き渡しやすさに差はないだろうという判断で、同じ評価としています。

大野委員

【2】学校施設の整備状況の項目の⑤の運動場の面積ですが、数

千平方メートルの差があるならば、広い学校に優位性を認めてよいと思いますが、数百平方メートルの差だと、広い学校に優位性を認めるのはどうなのかと思います。

副教育長兼教育総務課長

小学校設置基準による面積基準では、2,400㎡以上とされていることからすると、何処の学校でもこの基準を大きく超えていることから、数百平方メートルの差では優位性はないという考え方を採りたいと思います。

教 育 長

評価項目、評価基準に関しては、この形で宜しいでしょうか。他に何かありますか。

教育長職務代理者

小見野小学校の太陽光発電設備は、自立運転機能が付いていないとなっていますが、停電時に太陽光発電の電力が使えないのですか。

副教育長兼教育総務課長

電力会社からの電力の供給が止まりますと、太陽光パネルで発電された電力は施設内に供給できなくなります。しかしながら、パワーコンディショナーから施設内に独自の電源コード、コンセントを設けることで、停電時においても、パネルで発電された電力を施設内に供給し、限定的ですが使用することができます。これを自立運転機能と呼んでいます。小見野小学校への太陽光発電設備は、平成20年に他校よりいち早く設置したものです。当時は、自立運転機能がなかったものです。ただし、設備を改修することで、自立運転機能を付けることはできます。

教育長職務代理者

先ほどの浸水被害の想定についてですが、やはり経験則からすると、ハザードマップ通りの浸水被害にならない場合はあると思いますので、破堤点によっては、この通りとならないなどの表記も必要ではないでしょうか。

教育長兼教育総務課長

破堤点によって、浸水域や浸水深はかなり変わります。

菊 池 委 員

浸水被害の経験と言うこともありますが、ここでの浸水被害の想定は、ハザードマップから取っていることを、評価考察に表記しているわけですね。

副教育長兼教育総務課長

そうです。ハザードマップは住民に周知されています。

福 島 委 員

客観的に、浸水被害を評価するにはハザードマップによるしかないと思います。

菊 池 委 員

小見野小学校におけるスクールバスの停車スペースとしては、校地内の利用も想定、ただし、造成が必要と記載されていますが、具体的には、校地内のどの箇所を想定しているのですか。

副教育長兼教育総務課長

プール東側のスペースが考えられます。

教 育 長

それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(全員賛成、異議なし)

教 育 長

採決の結果、全員賛成をもって、議案第2号「統合小学校の設置場所の決定について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたし

ました。

【日程第8 議案第3号「川島町立小学校規模適正化計画（案）を定めることについて」】

教 育 長 議案第3号「川島町立小学校規模適正化計画（案）を定めることについて」を議題とし、事務局から説明させていただきます。

（担当課長説明）

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第3号「川島町立小学校規模適正化計画（案）を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

菊 池 委 員 計画（案）ということですが、もう一度、検討する時間はありますか。

副教育長兼教育総務課長 この後、総合教育会議、それから来週の議会全員協議会で、計画（案）を説明します。さらに、保護者、地域住民への説明会を実施したうえで、2月定例会で計画を決定したいと考えています。よって、計画が決定されるまでの間は、修正は可能と考えます。

菊 池 委 員 計画（案）のはじめにの箇所の文書は、もう少し整理したほうがよいと思います。

教 育 長 今後、継続的に文章の見直しをしたいと思います。

教育長職務代理者 全体的には、この内容でおおむね良いと思います。一点確認させてください。資料の中で、芝沼から八ッ保小学校までの距離が7.5キロメートルとあるのは、吉見町を経由した場合の距離ですね。

副教育長兼教育総務課長 その通りです。安全性を考慮し、吉見町経由で距離を出してみました。

教育長職務代理者 今回の小学校の統合によって、芝沼在住の方も川島町の学校に通学してほしいと思っています。

菊 池 委 員 内容的には、だいたい良いと思います。あとは、文章を修正するぐらいです。

教 育 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

（全員賛成、異議なし）

教 育 長 採決の結果、全員賛成をもって、議案第3号「川島町立小学校規模適正化計画（案）を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第9 議案第4号「川島町人権教育推進協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて」】

教 育 長 議案第4号「川島町人権教育推進協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて」を議題とし、事務局から説明させていただきます。

(担当課長説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第4号「川島町人権教育推進協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教育長職務代理者 委員数が41名とありますが、この人数は多いのか少ないのかどう捉えますか。

生涯学習課長 学校長、PTA会長、公民館長などがメンバーとなっていることから、人数は多くなっているものです。

福 島 委 員 構成委員の役職が、現行で15項目あるところ、改正案で5項目となるわけですが、委員の母体団体の名称が変更されたり、または団体自体が無くなったり、あるいは充て職とする必要性が無くなったものもあるのですか。

生涯学習課長 名称が変更されているものとしては、現行の第3条第2項第9号に、老人クラブ連合会長とありますが、現在、老人クラブからさわやかクラブに団体の名称が変更されています。また、無くなった団体はございません。

大 野 委 員 現行の第3条第2項第8号に、女性代表とありますが、どのような立場の方ですか。

生涯学習課長 女性代表としては、役場を退職した女性職員が就いていましたが、男女共同参画を進めている今日、女性代表という名称は、適当でないので変更することとしました。また、町では、各審議会の委員の3割以上は女性にする目標を掲げて、女性の登用を進めています。現在、目標には達していませんが、PTA会長や民生委員を始めとして、学校長、学校の人権教育主任では、女性の方が多くなっています。

大 野 委 員 過去において、女性代表として役場を退職した女性職員が委員に就いていたとのことですが、規則改正により女性代表が無くなることに伴い、今度の改正案においては、どのような立場として委員に就くことが考えられますか。

生涯学習課長 行政関係職員ということになると思います。

教 育 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(全員賛成、異議なし)

教 育 長 採決の結果、全員賛成をもって、議案第4号「川島町人権教育推進協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第10 報告第1号「入学通知書の送付について」】

委 員 長 日程第10 報告第1号「入学通知書の送付について」を議題とし、事務局から説明させていただきます。

(担当課長説明)

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めま

教 育 長 せん。  
これで報告が終わりました。以上を持ちまして、平成28年第1  
回教育委員会定例会を閉会いたします。  
(午後3時38分閉会)